

青森県後期高齢者医療広域連合告示第15号

青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合条例第22号）第6条の規定により公表する。

平成19年10月29日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠 造



青森県後期高齢者医療広域連合 人事行政の運営状況の概要

平成１９年１０月

青森県後期高齢者医療広域連合

※ 当広域連合は、平成１９年２月１日に設立されました。そのため、平成１８年度の状況については、平成１９年２月及び３月の２か月の状況となっています。

※ 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）を指します。

I 任免及び職員数に関する状況

当広域連合の職員は、青森県及び県内市町村から地方自治法第252条の17の規定により派遣されています。派遣元及び派遣職員数は次のとおりです。

派遣元及び派遣職員数の状況

派遣元	派遣職員数	
	H19.2.1	H19.4.1
青森県	2人	2人
青森市	1人	2人
弘前市	1人	2人
八戸市	1人	2人
黒石市		1人
五所川原市		1人
十和田市		1人
三沢市		1人
むつ市		1人
つがる市		1人
平川市		1人
外ヶ浜町		1人
西目屋村		1人
中泊町	1人	1人
七戸町		1人
東通村		1人
五戸町		1人
計	6人	21人

II 給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
18年度	千円 15,789	千円 2,286	千円 2,875	% 18.21

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当、単身赴任手当以外は派遣元から支給されていますので歳出総額には含まれていません。派遣元で支給した人件費については、年度末に精算し負担金として派遣元に支払います。平成18年度の人件費負担金額は 3,349千円 です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)
18年度	人 2	千円 1,654	千円 837	千円 0	千円 2,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数には、市町村から派遣されている職員を含みません。
 3 職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当及び時間外勤務手当が含まれています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (19 年 4 月 1 日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47.0 歳	413,500 円	494,204 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における職員（市町村から派遣されている職員は含まれていません。）の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (19 年 4 月 1 日現在)

区 分	広域連合	国
	初 任 給	初 任 給
大 学 卒	170,200 円	170,200 円
高 校 卒	138,400 円	138,400 円

3 級別職員数の状況 (19 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	4 人	19.0 %
2 級	主 事	4 人	19.0 %
3 級	主 査	7 人	33.4 %
4 級	課 長 ・ 主 幹	4 人	19.0 %
5 級	課 長 ・ 主 幹	1 人	4.8 %
6 級	事務局長	0 人	0.0 %
7 級	困難な業務を所掌する事務局長	1 人	4.8 %
8 級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

- (注) 1 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平成 18 年度は、支給されていません。

(2) 時間外勤務手当

支給実績 (18 年度決算)	482 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (18 年度決算)	80 千円

(3) その他の手当 (19 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1 人当 たり平均支給年額 (18 年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している 場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1 人目 6,000～11,000円 2 人目以降 1 人につき 6,000円 子が満16歳～22歳の加算 5,000 円	同		80 千円	40,000 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤 することを常例としている場合 に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関 利用の場合 最高 55,000円 自家用車など利用の場合 最高 35,000 円	異なる	自家用車な ど利用の場 合の最高額 (国は、 24,500円)	48 千円	16,000 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担し、又 は自宅に世帯主として住んでい る場合に支給されます。 借家、借間の場合 最高 27,000円 持ち家の場合 定額 3,000 円	異なる	持ち家の場 合の定額 (国は、購 入後 5 年間 2,500円)	12 千円	6,000 円
単身赴任手 当	派遣されたことに伴い、配偶者 と別居して単身で生活すること となった場合に支給されます。 最高 68,000 円	異なる	異動など により、配 偶者と別居 して単身で 生活すること となった場 合に支給	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給さ れます。 支給期間 1 1～3 月までの 5 か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円 なお、平成 19 年度までは経過措 置があります。	同		80 千円	40,000 円
休日勤務手 当	休日等において、正規の勤務時 間中に勤務することを命ぜられ た職員に支給されます。 支給額＝勤務 1 時間当たりの給 与額×135/100×勤務時間数	同		0 千円	0 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給されます。 支給額＝77,400 円	異なる	国は俸給の特別調整額として支給 支給額＝31,700 ～ 146,400 円	125 千円	125,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務 1 回につき 7,000 円	異なる	勤務 1 回につき 6,000 円～12,000 円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬の状況（19 年 4 月 1 日現在）

区 分	報酬（年額）
広域連合長	60,000円
副広域連合長	47,000円
議 長	42,000円
副 議 長	35,000円
議 員	28,000円

Ⅲ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、次のとおりです。

（19 年 4 月 1 日現在）

開始時間	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8：30	17：15	12：00～12：45	8 時間

2 休暇

休暇制度の概要・種類等（19 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	有給・無給の別	概 要	
年次有給休暇	有 給	1 年につき最高 20 日間	
病気休暇	有 給	負傷又は病気のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その療養に必要な期間認められる休暇	
介護休暇	無 給	配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当な場合に認められる休暇	
特別休暇	有 給	種 類	付与日数（概要）
		感染症による交通遮断等休暇	必要と認められる期間
		出勤困難休暇	必要と認められる期間
		退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間

特別休暇	有給	現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間
		証人等休暇	必要と認められる期間
		選挙等休暇	必要と認められる期間
		骨髄移植休暇	必要と認められる期間
		生理休暇	必要な期間
		結婚休暇	連続 7 日
		配偶者出産休暇	3 日
		育児参加休暇	5 日
		服忌休暇	1 日～連続 10 日
		祭日休暇	1 日
		ボランティア休暇	5 日
		産前休暇	8 週間（多胎妊娠 14 週間）
		産後休暇	8 週間
		妊産婦通院休暇	必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間（1 日 1 時間以内）
		育児休暇	1 日 2 回、各 60 分以内
		妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間（適宜の休息又は補食）
		子の看護休暇	5 日
		夏季休暇	4 日

3 育児休業等の取得状況

育児休業等の平成 18 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0 人	0 人
女性職員	0 人	0 人
計	0 人	0 人

IV 分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 28 条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成 18 年度における分限処分の状況は次のとおりです。

なお、地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき失職した者はありませんでした。

処分事由	処分の種類(延べ件数)	分限処分 (件)				計
		降任	免職	休職	降給	
勤務成績が良くない場合	0	0			0	
心身の故障の場合	0	0	0		0	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合			0		0	
条例で定める事由による場合			0	0	0	
計	0	0	0	0	0	

2 懲戒処分状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分に付されることになりますが、平成18年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分事由	処分の種類(延べ件数)	懲戒処分 (件)				計
		戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

V 服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

(19年4月1日現在)

職専免が認められる場合	
I 法律に特別な定めがある場合	
	(例) 地方公務員法（以下「法」という。）第55条第8項に規定された適法な交渉
II 条例に特別な定めがある場合 《以下の1～3》	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	上記のほか、任命権者が定める場合

2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、規則で次のとおり定められています。

(19年4月1日現在)

(1) 職務の遂行に支障がないこと
(2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
(3) 地方公務員法の精神に反しないこと

平成18年度中の営利企業等従事許可はありませんでした。

VI 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の実施状況

平成18年度中に研修は実施していません。

2 勤務成績の評定の実施状況

勤務成績の評定は実施していません。

Ⅶ 福祉及び利益の保護の状況

1 定期健康診断の実施状況

平成18年度は実施していません。

2 公務災害及び通勤災害の発生状況

災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及び遺族の援護など必要な事業を行うことを目的としています。

災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っています。

発生件数（18年度）

災害区分（認定）	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件
計	0件